





お知らせ

平成 28 年 3 月 1 日 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社

首都圏の新たな高速道路料金について

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社は、高速道路の通行料金の変更について、道路整備特別措置法第3条に基づき、平成28年3月1日に国土交通大臣の事業許可を受けましたのでお知らせします。

これまで整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分等が異なっていた首都圏(圏央道とその内側)の料金体系について、三環状の整備の進展を踏まえ、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ平成28年4月1日(金)午前0時から移行します。

<新料金の概要>

① 対距離制を基本とした料金体系に整理・統一

「料金水準」 : 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一

「車種区分」 : 5車種区分に統一

(激変緩和措置)

- ・首都高速などについては、物流への影響や非 ETC 車の負担増などを考慮して、上限料金 などを設定
- ・第三京浜や横浜新道など、現在の料金水準が低い路線については、高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定

※外環道の新たな料金については、圏央道の概成時(境古河~つくば中央の開通時)に合わせて導入予定。

② 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

都心部の渋滞等に対し、圏央道や外環道の利用が料金面において不利にならないよう、ETC 車について、経路によらず、起終点間の最短距離(当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とする)を基本に料金を決定。

ただし、都心部(首都高速)経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引き下げません。

<現金でご利用のお客様へキャンペーンの実施>

新たな料金体系への移行にあたり、現金でご利用のお客様向けキャンペーンとして「首都圏ET Cキャンペーン(首都高・NEXCO東日本・NEXCO中日本)」を実施します。

(添付資料)

- ・「首都圏の新たな高速道路料金」について
- ・現金でご利用のお客様へのキャンペーンについて